

産業廃棄物収集運搬業許可証

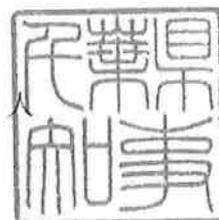
住 所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

氏 名 日本環境開発 株式会社
代表取締役 久次 道博

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和5年10月17日

許可の有効年月日 令和12年9月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ 鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む）、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成元年9月20日 更新許可
令和5年10月17日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17
氏名 日本環境開発株式会社
代表取締役 久次 道博



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 3月 1日

許可の有効年月日 令和12年 2月28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、銼さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 3月 1日 新規許可
令和 5年 3月 1日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

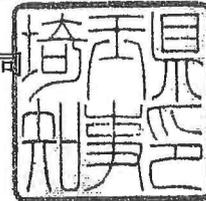
優良

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

氏名 日本環境開発 株式会社
代表取締役 久次 道博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成31年 1月28日

許可の有効年月日 平成37年11月29日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
 汚泥(#1)
 廃油
 廃酸
 廃アルカリ
 廃プラスチック類(#1)
 紙くず
 木くず
 繊維くず
 動植物性残さ
 ゴムくず
 金属くず(#1)
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)
 鉱さい
 がれき類
 ばいじん
 以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成3年11月30日	指令東環第1685号	新規許可
平成18年4月19日	-	変更届(住所)
平成18年12月20日	指令東環第4-161号	変更許可(種類の追加)
平成28年6月8日	-	変更届(代表者)
平成31年1月28日	指令産廃第9-1094号	更新許可(優良認定)

5. 積替え許可の有無 無
 ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



許可番号 00801015690

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

氏名 日本環境開発株式会社

代表取締役 久次 道博

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日

令和6年2月1日

許可の有効年月日

令和12年11月25日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を除く: 燃え殻(*8)、汚泥(*3)(*6)(*8)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*8)、廃アルカリ(*5)(*8)、廃プラスチック類(*1)(*3)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*3)(*6)、鋳さい(*8)、がれき類(*3)、ばいじん(*8)
以上15種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く
(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む
(*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成8年11月26日	新規許可	平成24年1月18日	更新許可
平成13年11月26日	更新許可	平成28年6月1日	変更届(代表者の変更)
平成18年6月21日	変更許可	平成29年1月23日	更新許可(優良認定)
平成18年11月26日	更新許可	令和6年2月1日	更新許可(優良認定)
平成19年1月17日	変更許可(品目の追加)		以下余白

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00900015690

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

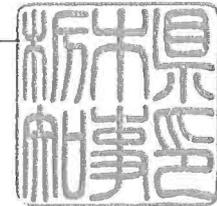
氏名 日本環境開発株式会社
代表取締役 久次 道博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田 富



許可の年月日

令和3(2021)年10月7日

許可の有効年月日

令和10(2028)年8月17日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)
- ・汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・廃酸(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・銧さい(水銀含有ばいじん等を含む)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成 1(1989)年 8月18日	
更新許可	平成 6(1994)年 8月18日	
更新許可	平成11(1999)年 8月18日	
更新許可	平成16(2004)年 8月18日	
変更届	平成18(2006)年 3月30日	住所の変更による届出
更新許可	平成21(2009)年 8月18日	
更新許可	平成26(2014)年 8月18日	優良認定
変更届	平成28(2016)年 6月13日	代表者の変更による届出
更新許可	令和 3(2021)年 8月18日	優良認定
変更許可	令和 3(2021)年10月 7日	取り扱う産業廃棄物種類の追加

5. 積替え許可の有無 有 無6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

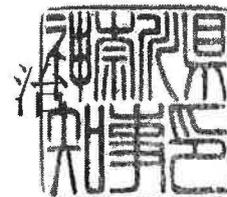
氏名 日本環境開発株式会社

法人にあつては名称及び代表者の氏名 代表取締役 久次 道博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐



許可の年月日 令和6年3月28日
(初回許可年月日 平成11年12月10日)
許可の有効年月日 令和12年12月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻（※3）、汚泥（※1※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、
廃アルカリ（※2※3）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず（※2）、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい（※3）、
がれき類（※1）、ばいじん（※3）
※1：石綿含有産業廃棄物を含む。
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和6年3月28日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

氏 名 日本環境開発 株式会社
代表取締役 久次 道博

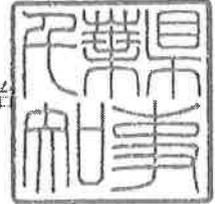
優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成30年7月27日

許可の有効年月日 平成37年6月12日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類に限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），
エ 特定有害産業廃棄物（鉱さい，ばいじん，燃え殻，廃油，汚泥，廃酸，廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成8年6月13日 新規許可
平成30年7月27日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ダイキシン類		○	○		○	—	—
1,4-ジオキサン		○		○	○	○	○

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町4-2-3番地の17

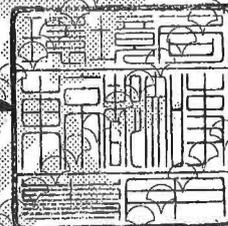
氏名 日本環境開発株式会社
代表取締役 久次 道博



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年10月28日

許可の有効年月日 令和8年10月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの)
- ④ 特定有害産業廃棄物
ア 金属等を含む廃棄物 (裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成14年10月28日 新規許可
令和元年10月28日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



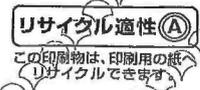
(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩炭素	一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百	一・四・ジオキシン類											
燃え殻																											
汚泥																											
廃油																											
廃酸																											
廃アルカリ																											
銲さい																											
ばいじん																											
指定下水汚泥																											

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の17

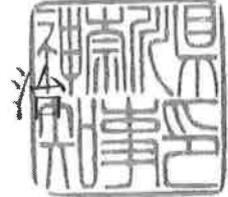
氏名 日本環境開発株式会社

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 久次 道博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐



許可の年月日 令和5年12月14日
(初回許可年月日 平成16年8月26日)
許可の有効年月日 令和12年8月25日

- 事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、
特定有害産業廃棄物
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和5年12月14日 更新許可
- 積替え許可の有無 無
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	/	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	/	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	/	○	○	○
有機燐化合物	/	/	/	/	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	/	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	/	○	○	○
シアン化合物	/	/	/	/	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-
トリクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○
ジクロロメタン	/	/	/	/	○	○	○
四塩化炭素	/	/	/	/	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	○	○	○
チウラム	/	/	/	/	○	○	○
シマジン	/	/	/	/	○	○	○
チオベンカルブ	/	/	/	/	○	○	○
ベンゼン	/	/	/	/	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	/	○	○	○
1・4-ジオキサン	/	○	/	/	○	○	○
ダイオキシン類	/	○	○	/	○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。